

大和市告示第62号

大和市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱（平成24年大和市告示第192号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市住宅支援給付事業実施要綱

本則中「住宅手当」を「住宅支援給付」に改める。

第2条中「支給対象者は、」の次に「第5条第1項に規定する書類を提出する日（以下「申請日」という。）において」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 離職した日の翌日から起算して2年以内の者で、65歳未満のもの

第2条第4号中「住宅を喪失して」を「離職により住宅を喪失して」に改め、同条第5号中「（申請者が第5条第1項に規定する書類を提出した日をいう。以下同じ。）」を削り、「130,000円」を「84,000円に第3条第1項の規定により算出した額（以下「家賃額」という。）を加えた額」に、「231,800円」を「172,000円に家賃額を加えた額」に改める。

第3条第1項中「住宅手当基準額」を「住宅支援給付基準額」に改め、同条第2項第1号中「前項の規定により算出した額（以下「家賃額」という。）」を「家賃額」に改める。

第4条第1項中「6か月」を「3か月」に改め、「加えた額」の次に「未満の者」を「2人世帯にあつては172,000円」の次に「未満の者」を加え、「を越えない者」を削り、同条第2項中「支払い」を「支払」に改める。

第5条第1項中「住宅手当支給申請書」を「住宅支援給付支給申請書」に改め、同項第1号中「あること」の次に「及び本人の年齢」を加え、同項第2号中「平成19年10月1日以降に離職した者」を「申請日が離職した日の翌日から起算して2年以内」に改め、同条第2項中「市長は」の次に「、申請書の提出を受けたときは」を加え、同条第3項ただし書中「住宅手当基準額」を「住宅支援給付基準額」に改める。

第6条中「住宅手当支給対象者証明書」を「住宅支援給付支給対象者証明書」に、「住宅手当不支給通知書」を「住宅支援給付不支給通知書」に改める。

第8条第1項中「住宅手当支給決定通知書を交付する」を「住宅支援給付支給決定通知書により通知する」に改め、同条第2項中「住宅手当支給申請書（期間延長用）」を「住宅支援給付支給申請書（期間延長用）」に、「住宅手当支給決定通知書（期間延長用）」を「住宅支援給付支給決定通知書（期間延長用）」に改め、同条第3項中「住宅手当支給申請書（新年度申請用）」を「住宅支援給付支給申請書（新年度申請用）」に、「住宅手当支給決定通知書」を「住宅支援給付支給決定通知書」に改める。

第9条第1項中「住宅手当基準額」を「住宅支援給付基準額」に改め、同条第2項中「住宅手当支給変更申請書」を「住宅支援給付支給変更申請書」に、「住宅手当支給変更決定通知書」を「住宅支援給付支給変更決定通知書」に改める。

第11条第1項第1号中「1回」を「2回」に、「にて」を「の」に改め、同項第2号中「2回」を「4回」に改める。

第12条第2項第1号中「住宅手当支給停止届」を「住宅支援給付支給停止届」に改め、同項第2号中「に対して住宅手当支給停止通知書を交付するものとする」を「に対し住宅支援給付支給停止通知書により通知する」に改め、同項第3号中「住宅手当支給再開届」を「住宅支援給付支給再開届」に改め、同項第4号中「に対しては住宅手当支給再開通知書を交付するものとする」を「に対し住宅支援給付支給再開通知書により通知する」に改める。

第13条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 常用就職後に常用就職及び就労収入の報告を怠る受給者 支給を中止することができる。

第13条第1項第8号中「受給者が死亡する等、」を「死亡等により」に、「場合」を「者」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「受給者が」を削り、「場合」を「者」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「場合」を「者」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった者 直ちに支給を中止する。

(7) 支給決定後、禁錮以上の刑に処せられた者 直ちに支給を中止する。

第13条第2項中「住宅手当支給中止通知書」を「住宅支援給付中止通知書」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成25年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	住宅支援給付支給申請書	第5条
第2号様式	入居予定住宅に関する状況通知書	第5条
第3号様式	入居住宅に関する状況通知書	第5条
第4号様式	住宅支援給付支給対象者証明書	第6条
第5号様式	住宅支援給付不支給通知書	第6条
第6号様式	住宅確保報告書	第7条
第7号様式	住宅支援給付支給決定通知書	第8条
第8号様式	住宅支援給付支給申請書（期間延長用）	第8条
第9号様式	住宅支援給付支給決定通知書（期間延長用）	第8条
第10号様式	住宅支援給付支給申請書（新年度申請用）	第8条
第11号様式	住宅支援給付支給変更申請書	第9条
第12号様式	住宅支援給付支給変更決定通知書	第9条
第13号様式	常用就職届	第11条
第14号様式	住宅支援給付支給停止届	第12条
第15号様式	住宅支援給付支給停止通知書	第12条
第16号様式	住宅支援給付支給再開届	第12条
第17号様式	住宅支援給付支給再開通知書	第12条
第18号様式	住宅支援給付支給中止通知書	第13条

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。